

○議長（岡 弘悟君）順番4、11番 田中君。

〔11番（田中博晃君）登壇〕

○11番（田中博晃君）それでは、通告に従い一般質問を行います。

今回の一般質問は1項目だけです。債権絡みなので、またかと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、思ったより進んでいないのが現状であり、また、新たな問題も出てきておりますので、そのあたりもしっかり追及したいと思います。

財源確保と財政健全化について。

本市の財政健全化については、債権回収をはじめ過去の一般質問で何度も行っている。今回は財政について、今後想定できる問題点や市民サービス向上等のため財源確保の一助となればと考え、以下の質問を行う。

①使っていない水を現金にかえることで、市の財源確保になる点。また、それを財源とした市民サービスの向上の観点から、平成27年6月定例会で提案した工業用水についての進捗状況と今後の企業誘致との連携について問う。

②市施設内の私有地について、いつまでも使用料を支払うのではなく、買い上げや換地を積極的に行う方法も、その場所によってあると考えるが、本市の考えは。

③市道等の一部に市の土地として登記されていない私有地が多数ある。道路に関しては登記予算も計上しているが、その数から考えると、金額的にも人的にも時間が相当かかる。今後想定できる相続等の問題で、道路法的にはクリアできたとしても、その作業等により職員が手を煩わせ、その結果、通常業務への支障を来すことも十分に考えられる。そこで、本市の任期つき職員である弁護士と連

携し、土地所有者と書面で契約を交わすのも一つと考えるが、当局の見解は。

④債権回収については過去に何度も行っている。整理業務自体は進んでいるが、実際の回収となると各課との連携がうまくいっていない点がある。将来、債権回収対策室が廃止されてからのことも視野に入れ、（1）債権回収対策室設置後の調停数及び調定額について、（2）税と強制徴収公債権の一元化について、（3）私債権の一元化について、（4）遅延損害金の進捗について、を具体的に問う。

以上、明確な答弁をよろしく願いいたします。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君の質問、財源確保と財政健全化に対する答弁を求めます。

上下水道部長。

〔上下水道部長（山口孝次君）登壇〕

○上下水道部長（山口孝次君）財源確保と財政健全化について、お答えします。

まず、一点目の、平成27年6月定例会における工業用水についての進捗状況と今後の企業誘致の連携についてですが、当時の定例会で答弁しましたとおり、上水を工業用水として利用することは品質の面からは可能であります。その場合は新たに工業用水事業を立ち上げなければならず、経済産業省の許可を得る必要があります。

また、同じ管路を上水道事業と工業用水事業の共同施設とするのは供給水質が全く異なるため、浄水施設までの区間は共同施設とする場合もありますが、本市の場合、工業用水道のために別途施設を建設する必要があるため、財政面も考え合わせて、市として新たに工業用水道の事業申請をすることは考えてい

ません。

次に、上水道事業として上水を工業用の水として供給することは可能であり、工業用水道事業を持たない場合はそうしている事業体があります。

本市水道事業の場合、受益者負担の公平性の観点並びに収益確保の面から料金設定が課題となります。これは料金体系全般にもかかわる問題でもあり、今後、引き続き研究していきたいと考えています。

また、平成27年6月の答弁でお答えしたように、企業が進出をしやすいするための特定の使用者に対する優遇措置は、料金収入の減少が続いている財政状況並びに受益者負担の公平性の観点などから水道独自に取り組むことには限界があるため、今後ともその制度の構築などについて、企業誘致担当部署とも連携をとりながら検討してまいりたいと考えています。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

〔総務部長（吉本孝久君）登壇〕

○総務部長（吉本孝久君）二点目の、市施設内の民有地の買い上げや換地についてですが、平成29年度一般会計当初予算における土地借上料の主なものは、学校や保育園などを除いた公共建築物関連では996万円、道路・公園・駐輪場関連で424万5,000円、学校・保育園等の関連で398万9,000円を計上しています。個々の借上料については施設の性質や借り上げの経緯もさまざまであることから、積算根拠も統一されていないのが現状です。

次に、公共施設全体を見れば、昨年度末に策定した橋本市公共施設等総合管理計画において、人口減少、税収減少に合わせた施設総量の最適化を行うものとしており、今後30年間で公共建築物の総量を30%削減することを目標にしています。

おただしの土地の買い上げに関しては、公

共施設等総合管理計画で保持する方針の施設が借地をしている場合は、土地購入のみでは市債を発行できない財源上の課題もありますが、保持する期間の借地料と購入に係る総経費とを比較した上で、購入を検討する必要があると考えます。

また、換地については、換地することで市と貸し主の双方にとって土地活用がしやすくなり、コスト面でも効果があれば、換地の検討をしていきたいと考えています。

次に、四点目の、債権回収の今後の方針等についてお答えします。

まず、債権回収対策室設置後の調停数及び調定額についてお答えします。

債権回収対策室への債権移管件数は9件で、債権額約900万円です。なお、所管課から債権回収対策室への移管予告通知により納付や分納誓約書の提出があった債権額は約2,100万円です。

次に、税と強制徴収公債権の一元化についてお答えします。

平成19年3月27日付、総務省自治税務局企画課長より、地方税と地方税の滞納処分の場合によると規定される強制徴収公債権を一元的に徴収するため、滞納者の財産情報を利用することは差し支えないとの通知を根拠として、一部の自治体では税と強制徴収公債権の一元化を実施しています。

一元化することは回収事務の効率化などの利点があると考えますが、一元化する業務の範囲はどの部分からとするのか、例えば、滞納となれば全て一元化するのか、滞納処分のみを一元化部署で実施するのか等の決定、また、それに伴う業務量の増大による人員や機構等の問題もあり、どのような形態が本市にふさわしいのか等をできるだけ早期に決定していく必要があると考えています。

次に、私債権の一元化について、お答えし

ます。債権回収対策室においては、移管された債権の一部について重複滞納者がいないか、関係各課に照会し、対応しているところです。市債権を一元化することにより、事務の効率化、窓口の一本化、強制執行の一括化等のメリットがある反面、一元化する業務の範囲によってはシステムの導入にかかる費用が多額になる可能性がある等のデメリットも考えられます。

また、私債権に係る情報の共有について、他の自治体の調査を行った結果、個人情報共有に関する同意書を取得することなどにより対応しているケースもあるため、分納誓約時など必要に応じて同意書を取得するよう債権回収対策本部会議において依頼したところです。

私債権の一元化を実現するために、さきに述べたメリット、デメリットに加え、本市の機構や人員の問題も含め、今後も債権回収対策本部会議において協議を進めていく必要があります。

最後に、遅延損害金の進捗についてお答えします。

遅延損害金について、民法では請求できると規定されていますが、他の自治体への調査を実施したところ、徴収しているところと徴収していないところ、また、法的措置時に請求しているところなど、さまざまな状況にあります。債権回収対策室において、移管を受けた債権の法的措置時には請求しています。

納期限までに納付している方との公平性を考えれば、徴収することが最善であると考えていますが、遅延損害金についての調査を行ったある自治体においては、徴収基準日を設けるなどにより対応したという事例もあり、本市としましては、他の事例も調査しつつ、さらに個別の債権の実態等を考慮し、債権回収対策本部会議において協議を行ってまいり

ます。

○議長（岡 弘悟君）建設部長。

〔建設部長（塙阪 隆君）登壇〕

○建設部長（塙阪 隆君）三点目の、市道等の一部にある市の土地として登記されていない民有地についてお答えします。

本市の認定市道区域内には個人の方の所有権が登記上残っている土地があります。こうした、いわゆる未登記道路については、適正な財産管理のためにその取り組みの必要性を強く認識しており、本年度から一部の道路で所有権移転登記等の処理に着手したところです。

しかし、今後、多大な費用と時間、それに応じた体制等も必要となることから、解消のめどは立っていないのが実情です。

また、今後、一層高齢化が進み、相続等による権利関係が複雑化すると考えられるため、議員おただしのおり、法的観点からの対応策についても、弁護士等と相談をしながら調査、検討を行う必要があると考えています。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君、再質問ありますか。

○11番（田中博晃君）議長、11番。

○議長（岡 弘悟君）この際、11番 田中君の再質問を保留して、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時47分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（岡 弘悟君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

11番 田中君、再質問を願います。

○11番（田中博晃君）昼をまたいだら、忘れてまうというか、やりにくくてかなわんのですけども、まず、水道のことということで、これは以前から質問させていただいて、水そ

のものは市民の財産、資産なので、いかに現金にかえられるかという部分なんです。

まず、確認なんですけれども、今、橋本市は1 tの水利権を持っているということで、1 t持つとんやけども、実は給水能力とはちょっと違うんやという話もちらっと聞きましたので、そのあたりについて教えてください。

○議長（岡 弘悟君）上下水道部長。

○上下水道部長（山口孝次君）議員のおただしにお答えいたします。

本市では毎秒1 tの取水権がありますが、この取水権を使用すれば、大滝ダム維持負担金が多額となることから、和歌山県の取水権を使用させていただき、維持管理負担金の軽減を図っているところであります。

本市の現在の取水能力ですけれども、取水ポンプをフル稼働の場合、最大毎秒0.34 tで1日約3万 tの取水能力があります。現在の旧橋本市内のここ数年の最大取水量は1日約2万1,000 tであり、旧高野口町での最大取水量は1日約6,500 tでありますことから、市内一円を賄える取水能力を確保しています。この場合の取水ポンプの稼働状況は、24時間で4台のポンプを交互運転し、稼働率は65%ということになってございます。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）ありがとうございます。

フル稼働はまだしていないと。現状では65%。ということは、今の能力でも水はあるということですね。

先ほど答弁でもいただいたんですけれども、一般論として上水から工業用水という部分で、これは確認なんですけれども、可能かどうかということをもう一回改めて確認したいのと、ちょっと関連するので二つになって申しわけないんですけれども、今後、給水人口がどんどん減っていく中で、将来、もしかしたらじ

ゃない、もう近い将来、水の値上げというのは避けては通れない道なのかもしれないという部分があります。

そこで、今ある水の権利を、上水を工業用水に置きかえた場合、答弁でもこれは権利的に可能やということだったので、そこで、そういうことを、公営企業なので利益追求せなあかん部分もどうしてもありますので、そこで、水道部局として売上げが欲しいよねというところを端的にお答えいただきたいです。

○議長（岡 弘悟君）上下水道部長。

○上下水道部長（山口孝次君）議員のおただしにお答えいたします。

工業用水道に上水道の水を利用することは、これは可能でございます。水道としましても、収益確保には取り組む必要があるというふうに考えてございますので、そのための方策については今後とも関係部署と連携して調査研究をしていきたいという考えでございます。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）可能なんですよね。以前から質問したとき、いや、難しいねんとか、ちょっと無理ちゃうかみたいな答えも結構、過去はありました。でも、私も調べていく中で可能ということもわかっています。

そこそこいろんなハードルはあります。工業用水の会計つくらなあかんとか、あと権利の問題で、国土交通省からは、ダムの使用権を目的変更して工業用水として使うことは可能という国土交通省の見解もありますので、ハードル自体はそんなに高くないのかなという気はしております。

次に、企業誘致関連でお伺いしたいんですけれども、今、北部用地、これから山を開くところですけども、営業していくにつけて、土地の値段が安いとか交通の便がよくなって、人もおる、そのプラス、次のカード、武

器として、水というのはすごい有効なのかなと。以前聞いたときは、水が欲しい業者も来たったんやけども、一つは水道の金額面で折り合えへんというところもあったというふうに聞いていますけれども、企業誘致として営業をかけていく上で、そのあたりどのようにお考えですか。

○議長（岡 弘悟君）経済推進部長。

○経済推進部長（笠原英治君）工業水の供給は企業誘致の際に非常に有利な条件になってこようかと思っております。今、上下水道部長からお話がありましたように、可能であれば公営企業の健全な収支バランスの中で、できるだけ安価に供給いただければ、あやの台北部の新たな企業誘致に向けて、新しい分野の誘致も大きく幅が広がっていくと考えられます。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）水道部局は売上げが欲しい、企業誘致はあったら武器になる。さあ、どうしようかというところなんです。

今からあやの台北用地は開発が入ります。そこで、ここから先はもう市の判断、政策になってくるかと思うんですけれども、大口利用の場合とかという条件は、そういうのはちょっとおいておいたとして、上水から工業用水へは可能だということから、市として、これは例えばの話なんですけれども、北部用地に網かけして、ここへ来た企業については水を安く供給することも可能ですよと、そういうのをやっていったら、この今使っていない水が現金にかわって、それが市民サービスに転換していけるのではないかというような気はしています。

奨励金はまた別の話になるので、まずこの水道の部分で、市として今後どのように考えていくのか、副市長、答弁をお願いいたします。

○議長（岡 弘悟君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）私、ちょっと水道の部分については権限がございませんので、あまりご答弁は差し控えたいと思うんですけども、先ほどちょっと、上水から工業用水へというところで、可能であるということで現在議論は進んでおりますが、可能であるのは、あくまでも先ほど1回目のご答弁でさせていただいた点がクリアできれば可能であるということであったかと思っておりますので、それは研究するという事になっていきますので、ハードルはそんなに高くないのかなというふうには思っております。

議員ご指摘のとおり、それが可能であるのなら、それから、水を必要とする企業がほかの条件で来てくれるのであるならという条件がそろえば、これはそういうことで成立してくるようになりますので、企業誘致としても一つのメリットをつけられるというふうには考えます。

ただし、前にもそうだったかと思うんですけども、水を多量に使用していただく企業というのは、比較的、循環のところは別にしても、下水のほうも多量に使っていただくということで、下水道のほうも使っていただければ処理能力はいっぱいありますので、それはそれでいいんですけども、下水の使用料についても、橋本市は現水準ではそんなに安くはないと思っております。今後も下げられる要素というのはかなり限られてくると思っておりますので、その中で、上水、下水ともにその使用料水準が企業ベースで採算に乗るかどうかというところで、企業にとってはメリットがあるかどうかということをお判断されるのではないかとこのふうには考えます。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）これはやっぱり政策でやっていかんと、網かけするかせえへんかと

いう問題もあるんですけれども、やれば可能性はある。これは企業誘致、山を開く前にやっておかんことには、営業もどんどん進めていく、また、工事の管の問題もあるので、今の段階である程度調べていかなあかんと思うんです。これはやっぱり市としてどこまでやっていけるか。もちろん、逆に言うたら、下水が増えたほうがうれしいんじゃないかというのも私としては思っております。

そこで、もう一度そのあたり、簡潔に答弁いただけないですか。これは絶対、市として調査すべきだと思うんですけど、いかがですか。

○議長（岡 弘悟君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）先ほども、上水のほうも一応可能性について検討するというお話をさせていただきましたので、下水のほうも含めまして、企業誘致担当部署といたしまして、それで企業に来ていただける水準になるのかどうか、マーケティングのことも含めまして、一度検討をさせていただけたらというふうに思います。

それから、先ほどちょっと答弁がもれておったんですけれども、地域限定のところも、他の既存の企業との公平の点もございますので、そこも含めてちょっと検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）公平性を言い出したら、前の企業誘致でやって奨励金とかどうやねんとかいう話になってくるので、北部用地は北部用地として考えていかなあかんとは思います。

多分これはこれ以上言うても答弁は同じやと思うので、ここについてはやめておきますけども、やはりこれ、水道、企業誘致、市の政策というところで、みんなできっちりと話をやって、いけるものなら、やっていけるよ

うに、ぜひ調査を進めてください。

続いて、市の施設内の民地の件なんですけれども、今、一番これから動くところが学文路中学校の跡地になってきます。あそこに民地があります。それを、何というんでしょう、道側に土地を交換できたら、今は地代を払っていつているのがなくなって、かつ固定資産税が入ってくると。これは住民との話もありますので、今ここでやりますとかは言いにくいと思うんですけれども、そのあたりきっちりと、土地所有者と話を詰めていつていただきたいんですけれども、いかがですか。

○議長（岡 弘悟君）教育部長。

○教育部長（曾和信介君）ただ今のご質問にお答えいたします。

学文路中学校跡地のグラウンドの中には2人の個人所有地があります。1筆が595㎡、もう一筆が773㎡で、グラウンドのほぼ中心付近でございます。現在この地域は地籍調査が行われており、調査確定に向けて作業中ではありますが、学文路中学校周辺地権者、里道・水路等公共用地の境界確認、また、個人所有地の確認などの作業は終えております。

学文路中学校グラウンドについては、全体の面積としては8,000㎡あり、そのうちこの個人所有地については約1,400㎡で、約2割を占めてございます。このグラウンドは建設予定であるこども園の駐車場、学文路地区公民館駐車場や公民館主催の事業での活用を現在考えておりまして、当面はこのまま借用させていただきたいと考えております。

この計画を進めるにあたりまして、2人の地権者の方に会わせていただきまして、これまでの学文路中学校の敷地として使わせていただいたお礼と、今後、進めております計画の概要を説明させていただき、引き続き使っていただくことについてはご了承をいただいているところでございます。

交換等につきましては、所有者の希望にもよりますが、今、議員おっしゃったように、北側の市道が最も利用価値があるということで、その場所になろうかと思えます。しかしながら、今現在、構造物もありますということもありまして、個人用地としてはすぐに交換するのは難しいと考えております。

しかし、今後のグラウンド利用の状況や、議員言われたように経済性、固定資産税等の収入等も含めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）話を進めていってくださいということなので、あまり周りの長いのは要らないんですけれども、やっぱりやっていかんと、できてしもうたらこの先30年とかって、また借り続けますやん。その間にもお金って発生していくし、今は学文路中学校の跡地がちょうどあの状態なのでチャンスかなというだけで、ほかにもあるかと思えますので、そのあたりもきっちり土地所有者と話をして、交換できるところは交換できる、金額によっては、これはとてもかえやんわというところもあるんですけれども、そのあたりをきっちり進めていってください。

次に行きます。市道等の部分なんですけれども、答弁のほうで、やっていくよということで、私も以前から総務部長や担当課長補佐と話をして、市道の中にある民地、それも、例えば拡幅した部分が市道に認定されていないところもあります。そんなところって将来、例えば相続の場合、例えば売却というか、いろんな条件で他人の手に渡った場合、道路法の網にかかれへんかったら個人の持ち物としてになってしまうので、ここは法的根拠のある同意書を、せつかくうちは弁護士さんに任期つき職員で来ていただいているので、きっち

りと話をして、そういう書類をまとめて同意書をとって、法的根拠のある同意書。もう売買はこれは難しいとわかっていますので、少なくとも相続だけについては法的根拠のある同意書をとっていくようにやっていただきたいんですけども、建設部局、いかがですか。

○議長（岡 弘悟君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）寄附等をいただいたところについては、一応同意書はいただいておりますけれども、詳細についてはその中のところに含まれておりません。面積でありますとか、図面であるとか、そういったことが含まれていないということもございますので、今後については、相続等、今後、高齢化の中のところではいろいろ問題が起こってくると思いますので、ぜひ弁護士等とその辺の有効なものについて相談なり検討していきたいというふうに思っております。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）よろしく願いいたします。

次に、公債権関係に入ります。

答弁いただいて、移管件数が少ないんですけれども、これらについてはいろいろ過去の書類が整っていないとかというのがあったかと思えます。ここで言うときたいのは、もし移管になった後、移管になっても、そこから準備して仮に訴訟とかになった場合、一応、債権回収対策室は3年をめどにとということだったので、今からやってももう期間はあまりないんです。

ですから、そのあたりはやっぱり、お金を扱う各部長さん方につきましては、きっちり担当者と話をして、早目早目でやっていかんと、ほんまに時間がなくなってしまうので。総務部長からもきっちり、むしろもう副市長からはよせいというのをがんと落としてもらわんと、あまりにも移管件数が少な

い。これだけやったら、今の状態やったら、残りは全部原課で回収できるんやんねと言いたくなってしまいますので、そのあたりはきっちりと進めてください。

一つ問題を見つけました。移管基準ってあるんですけども、これ移管基準を見せてもらったら、学校給食費等の債務者で既に子が学校等を卒園、卒業している事案は移管できると書いてあるんですよ。給食費って時効2年。卒業したら時効になってるやんという。これはちょっと移管基準としてはふさわしくないとしますので、もう早急に移管基準の見直しを行っていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）議員おただしの移管基準でございますけども、卒園とか卒業に係る例として、移管基準には書いてございません。現在、在学中の案件についても、移管基準には移管できないというふうに書いておりますけども、現実には受け入れしている事案もございます。そのために、卒園、卒業に限る項目を削除いたしまして、債権所管課にわかりやすい形で見直しをしていきたいというふうに考えます。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）よろしくお願ひいたしますというか、ほんま早急にやってください。これを見たら絶対勘違いして、あ、ここまでまだ時間余裕あると思ってしまうので、よろしくお願ひいたします。

ここからはもうちょっと細かくいこうかな。税と強制徴収公債権の一元化の必要性について、市は調査はいろいろやっていかなんという答弁をいただきましたけれども、ここは私はもう絶対やっていかなあかんと思うんです。このあたりも簡潔に答弁いただけますでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）事務の効率化からいえば、当然、一元化は必要であるというふうに考えております。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）必要なですよ、ほんまに。できるし。これをやっていだけで、実際の債権そのものの回収もできるし、やはり現年度の徴収もやっぱり原課も動きやすくなる。ただ、橋本市の一番問題は、担当課がわかりにくい。さっき答弁でもいただいたんですけども、どこからどこまで一元化するんよという問題もあるので、ただ、債権回収対策室の期限も迫っている中で、ここは早急にやっていってください。これはもう回収室があるうちに方向性を示さなあかんと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

もう一個問題がここで出てくるのが、必要性はあるとわかっている中で、延滞金については、例えば保育料、上下水道の滞納については現在、延滞金を取っていません。これは条例で取るようになっていきますよ。平成18年3月1日付で出た条例、橋本市税外諸収入金の督促、滞納処分等に関する条例で取るとなっているのに取っていないんですよ。

これについては、もちろんシステムの問題、人の手の問題等があると思うんですけども、これ副市長、どうですか。もう市としてちゃんと取っていかんとあかんやつやし、そもそも条例違反やと思うんです。そのあたり、どのようにお考えですか。

○議長（岡 弘悟君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）その条例違反のところにつきましては、もちろん免除もできるわけでございますので、全くのということではないかというふうに思っておりますが、確かに今までについては、ちょっとそのあたりで不備があったようには思っております。



今後につきましてはそういう意味で、そのあたり、機構の問題といいますか体制整備の問題もございますので、延滞金の整理というのはなかなか難しいところがございますけども、体制整備も含めまして現在も検討中でございますので、議員おっしゃられる方向で検討してまいりたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）すんません、私、免除規定をよう探しませんでした。本来、条例があって、こういう場合は減免ですよというのがあるべきものです。ましてや延滞金については、橋本市の中で取っている部署もあるんですよ。これ整合性がとれませんやん。そこを言うとなんです。

課、課では来年から取れるように準備していったらというところも聞いていますけれども、これもやっぱりきっちり統一せなあきませんし、取っているところ取っていないところがあること自体が問題。減免規定がないと思います、私は。本来は長が認めた場合とかあるんやけども、全く取ってないって、全員、長が認めたんかいとなってしまうので、ここについてはきっちりやってください。でないと、ちゃんと払っている人との差別化ができません。よろしく願いいたします。

結局、こういう話をしていく中で必ず出てくるのが、システムの問題と人手の問題です。必要なのは人手。人手があれば一気に進めることも可能。もちろん、システムの問題でできへんところもあるのはわかるんですけども、調査すらできていないところが大多数であると考えます。

橋本市は再任用職員が来ています。今年はどうかわかりませんが、過去は希望を聞いてその課に張りつけるということをやってきたかと思います。でも、市としても条件提示できると思うんです。本年度はこういうとこ

ろに人が欲しい、こういうところやけど来てくれるかいというのを考えて、それは市側にあることなんですけれども、そのあたりもきっちり、債権回収するのか、原課に入ってもらって、もちろん、通常業務がまず優先ですけれども、やはりそっちの債権のほうもおろそかになっているところを考えた場合、そのようなところも考慮して再任用の方に来ていただくのかどうか、副市長、いかがですか。

○議長（岡 弘悟君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）ご質問の中で議員もおっしゃられたとおり、人手の確保、必要性、それから再任用も含めまして、そうしたら、どれだけ採用してということになってこようかと思っておりますので、それについては毎年当然のことながら突き合わせをいたした結果、4月時点で採用、配置していくという形をとっておりますので、この債権回収にかかわる部分は、その中で何か問題点が出てくると必要であるというふうな話が、人手が足りないというふうな話が出てくるんですけども、そうしたら、その解決策としてその要求が担当課からあったかという点になるわけでございますけれども、あまり強い要求はなかったのかというふうに思っております。

それはなぜかと申しますと、先ほどからご指摘の点もありまして、体制ということで私は一言で申し上げたんですけども、職務の分担あるいは人員もそれについてくるわけなんですけれども、先ほどからご指摘いただいている機構の問題もございますし、そのあたりが十分整理し切れていないというのが一番の問題であると思っておりますので、それについて、今後はきちっとした形で、全般的な体制という意味で整備をしていきたいというふうに考えます。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）これほんまに、一応3

年の期限つきということで私らも聞いていますので、その中でいかに方向性を示していくのか。一番怖いのが、債権回収対策室がなくなった後、もとへ戻ってしまえへんかなというのを一番心配しています。

せっかく任期つき職員、弁護士も入ってもらってやっていく中で、もっともっと、対策室には申しわけないけども、あそこが仕事をするのが本来の形やし、そこが仕事ができるように原課のほうでどんどん書類を上げていくと。それでも手が足りない、人手が足りないのであれば、これは再任用、希望を聞かんと、うちは、橋本市はこの部分が欲しいねんというのをやっていくべきだと思いますので、そこはよろしく願いいたします。

部署によってはすごい、どんどん進んでいって、滞納整理をやっていって来ている部署もあるので、これ、市の組織の中でも温度差がかなりありますので、そのあたり、副市长がもうばーんと見てほしいんです。

どうしても、債権関係って最終は長の責任になるので、市長にやってよと私たちは言いくらいのところがあるんですよ。そうなったら、副市长がもうトップダウン、サブトップダウン、ようわからんけど、そういうふうになんと言っていくかと、これ絶対終わりません。いつまでたっても終わらんし、また次が次々出てくるかもしれないので、よろしく願いいたします。

続いて、私債権の同意書の件についてなんですけれども、答弁では同意書もというふうな言葉をいただいていますけれども、実際、同意書ってとっているんですか。私ちょっと、ここについてよくわからないんですけども、数件ぐらいとられているんですか。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）同意書につきましては債権回収対策室のほうで、債権に係る各

所管課とのヒアリングのときに、分納誓約時等に個人情報の収集及び利用に関する同意書を取得するように促しておる状況でございます。しかしながら、同意書はあくまでも任意であり、取得できていない状況でございます。

同意書を取得することにより、他課が所有する収入、所得、資産、勤務先等の個人情報を入手し、多重滞納の把握、徴収できるかの判断材料、法的措置への移行の判断等に利用できるものというふうに考えております。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）そこまでわかっていて、それは室がもっと担当課にどーんといかんと、結局やってなかったら、うちは言ってるけど周りがやってくれへんねんということは、やってないのと一緒やと思います。ほんまに期限がない中でどのように進めていくのかとなった場合は、これどんどんやっていかんと、どんどん強く言うてもらわんと、確かに法的根拠があるかどうかというたら、法的にはないのかもしれない。ただ、同意書をとることで払おうという気にもなってもらえるかもわからんし、そういう動きが始まれば、今、滞納している方もちゃんと払おうかなとか、現年度の回収率も上がると考えますので、そこは強く言ってください。よろしく願いいたします。

次に、これも総務部長、わかるかわからんかわからないんですけども、ここまで過去の、部長から答弁をいただいている中で、支払い督促の部分なんですけれども、今、債権回収対策室ができてから支払い督促をやったというのはゼロとちゃうかなと私は思っています。支払い督促することで、債務名義をとって強制執行権ができるんですけども、あれだけ債権回収対策室のほうから強く会議で言っていると思うんですけども、ここ、私は支払い督促をしたのはゼロだと思

うんですけれども、その辺はいかがですか。なかったら、その原因はどない考えられますか。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）支払い督促によって請求する案件が移管されていないというふうになっております。移管を受けた債権について、どの法的措置が適切かを判断しておるところでございまして、移管を受けた債権については、相手方に弁護士がついている案件もございます。支払い督促で異議申し立てが出される可能性が大きい案件がございました。そういうことで、通常の訴訟提起で進めております。具体的な件数なんですけども、訴訟という形で住宅貸付金で3件となっております。あくまでも訴訟に移ったということで、債務名義を取得しておる案件はございません。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）支払い督促って、少額でできますやん。これはもうわかってくれると思うんです。何でせえへんのやろうと。簡易裁判所にやるだけですよ。そのことが次の抑止力にもつながる。

もちろん、私がこういうことを、支払い督促とかをやってくれというのは、あくまで悪徳滞納者だけです。払えるのに払わないところだけなんです。ですから、これはやはり債権回収対策室から強く各課に支払い督促はこないすんねんというのをわかるまで説明して行ってほしいです。その辺やったら、できますよね。そうしないと、どんどんたまっていくと思うんですけども、いかがですか。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）議員おたのだしとおり、債務名義を取得するという方法も確かにございます。先ほど申し上げましたのは、支払い督促をしまして、異議申し立てをすれば通常訴訟に移ることも考えられるというこ

とで、訴訟というふうな形をとっております。

今後、少額の場合であれば少額訴訟等、また、支払い督促等の手続きのほうをできるだけ進めていきたいというふうに考えます。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）よろしくお願ひいたします。これ少額訴訟はちょっと面倒くさいかもわからんのやけど、支払い督促はほんまに簡単にできますし、それをするので恐らく、金額も金額なので異議申し立ても出てこないと考えられますので、よろしくお願ひいたします。

一つ気になるのが、給食費の滞納が今、増えてきているかと思ひます。その中で、まず一つ目に聞きたいのが、これって教育委員会の仕事ですよ、滞納の整理に関しては。給食費の回収ももちろんなんですけれども。ただ、うちの仕事ちゃうというのも漏れ聞こえてくる場所もあるんですけれども、ここは間違いなく教育委員会の仕事と考えてよろしいですか。

○議長（岡 弘悟君）教育部長。

○教育部長（曾和信介君）今のおたのだしにお答えします。

平成27年4月までは各学校において、教職員の皆さま等にお手数をおかけしまして、また、払えないご家庭等についてはかなり心労もいただいた中で、平成27年4月より新システムを導入いたしまして、教育委員会が徴収に当たっております。現在、学校教育課及び給食センターでその業務を行っております。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）ここで一つ問題があるのがシステムです。この滞納管理システムが学校教育課にしかない。そこで滞納になった分が、給食センターへ滞納になった分だけが行く。前後の流れが全くつかめない。これで

は滞納整理って難しいと私は思います。

そのあたりの、システムのことなのでもちろんお金もかかってくるんですけども、現状できることでやっていかんと、今、給食費が一番、滞納が増えてきていますよね。教育長、増えてませんか、これ。増えてますよね。

1回整理したのが、時効になった分が残っておったやつが整理されて、少なくなりました。そこから今、増えつつあります。これこそ支払督促なりをどんどんやっていける案件なんです。システムの問題がある中で、今すぐ、給食センターは今後変わりますけれども、今の段階でやっていかんと時効2年ですわ。そのあたりどのようにお考えでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）教育部長。

○教育部長（曾和信介君）今おただしのように、現年分については今、学校教育課で行っております。滞納及び過年度分の徴収については給食センターが業務を分けて、現在行っております。

督促等につきましては、給食センターのほうで学校を通じて送らせていただいたり直接送らせていただいたりして、徴収に当たっております。現在の徴収率につきましては、現年につきましては99.37%ということになってございます。2億5,100万円のうちの未納分が158万7,000円ということで、今それぞれご事情があって納めていただけていないという状況にあります。これにつきましては、議員おただしのように、時効が2年という非常に短い期間でありますので、徴収についてはしっかりやっていきたいと考えております。

なお、来年、新センターを完成しまして、平成31年4月からは徴収業務につきましては全て学校給食センターで行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）今できることってあると思うんです。実質、給食センターって職員、あの人数でできるのかなど。ましてや滞納になった分だけの情報だけを向こうへ送るといのは、これは間違いです。そのあたり、すぐ対策を練れると思うんですけども、その部分だけ簡潔にお答えください。

○議長（岡 弘悟君）教育部長。

○教育部長（曾和信介君）この内容につきましては、この4月当初からいろいろな話し合いを給食センター、新センターになるということも含めまして、学校教育課と、それから場所によっては担当が教育総務課である教育委員会等もございますので、調整をしておりますので、今後もできるだけ早い段階で、移管する31年まで待つのでなくて、徴収業務がスムーズにいけるように調整をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）いや、今の状態がやり方がおかしいと言っています。滞納だけを移すこと自体がおかしい。だって、ほかの情報がないですもん。この人は今月滞納したんやなだけしかわからないので、そこをもうちょっと詰めて話をやっていかんと、それだけじゃ滞納整理もできやんということをお伝えしたかったの。新センターになってシステムがどうなるかわからないですけども、それまでにできることはきっちりやってください。よろしくをお願いします。

私債権の一元化のメリット、デメリットで、私はデメリットは限りなく少ないと思います。システムとか人材の問題というのはあるんですけども、前々から言っている調査業務なんかにしても、例えば、調査するのに各課がばらばらで送ったら、その分、人の仕事の時間も調査の費用もかかるんです。これ何で

一元化もっと、今までもその方向で考えているという話が出ていたのに、何か行ったり来たりしているなという部分があるんです。そのあたり、どうですか。これ会議で協議を進めていくというんですけれども、3年をめぐりということであればもう1年半しかない中で、もうそろそろ方向性を示さんとやばいんじゃないかなという気はしておるんですけども、いかがですか。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）私債権の一元化の関係でございますけれども、一元化することにつきましては複数の債権を扱うことになりまして、したがって、職員の債権に関する知識の不足、それから債権管理に対する経験不足、また、一元化する業務の範囲によっては現状での体制は非常に厳しいということで、現在の状況ではそういう、体制的にしんどいというふうなことでございます。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）ということは、せえへんということ。するという。協議をするんやんね。でも、もう今、部長のほうでは難しいという答えが出ているんですか。やったら協議要らんのかな。しませんとはっきり言うほうが筋が通っているかと思うんですけど。ちょっと今の答弁はどうかと思います。

一元化することで、ほんまにちゃんと払っている人と、ここはきっちり区別せな、結局そういうのを今まで、過去、これは原課の問題というか、それこそ原課でもどんどん積み残しがあつた中で、通常業務に追われてというところはわかるんですけども、できてこなかったのが今になっている。で、これだけの滞納が生まれてきた。で、やっと債権回収対策室ができた、進めていける状態になった。でも、原課からは現状、移管もあまりされてない。

今後、一元化で、答弁の中でも、人員の問題等もあるというふうには言われていますけれども、協議を進めていく必要があるんですよ。でも、今のって、またさらに逆行していませんか。

だから、一元化する、せえへん。弁護士によつたら、片やいける、片やいけれへん、意見二つあります、これ絶対。でも、過去に訴訟も起こってないので、どれが答えかというのはわからない。うちの弁護士がどっちかわからないですけども、やはり市としての方向性をきっちり示さんと、これほんまに最終、長の責任になりますから、担当課はその方向性をきっちり示してほしいんですけども、今の答弁やったら、いかがなものかと思うんですけども。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）確かに体制の問題があるというふうにお答えさせていただきましたけれども、私債権の一元化につきましては必ずしなければならないというふうな認識は持っております。したがって、債権回収対策室は現在、嘱託も入れまして4人体制という形でやっておるわけなんですけども、その4人体制をもう少し、体制を強化して一元化に向けての組織づくりというんですか、そういうふうなことを何とかできないかというふうな形で考えていきたいと思っております。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）ほんまにこれはやっぺいかんとあかんことやし、体制強化については市の内部のこともあるので、私がフォローするのも変かもしれへんけど、実際、人の問題で難しいところはあるかと思っておりますので、ただ、やっぺいってほしいという気持ちはありますし、ぜひ進めていってください。

もちろん、職員の経験がないというのは、これみんなやと思っております。今の橋本市の段階

では大多数の方がいないので、そこは弁護士がおるうちにきっちりと指導してもらおうというのもまた一つだと思いますので、そのあたりもよろしく願いいたします。

次に、遅延損害金についてです。これも過去からの答弁でも、実際はもうやらんなんことはわかっているけども現状難しいというようなことも言われていますし、さっきもどっちかというたらそんな感じやったんかなというふうに思います。

ただ、やっている市もある。もちろん、物によって、それが正しいかどうかは別として、こっちは遅延損害金を取るけどこっちは取らないとやっている市もありますやんか。それが正しいかどうか私もわかりませんけれども、先進地というのかな、そういうことを進めている事例ってたくさんありますよね。そこへ対する調査というのをもっともってほしいし、総務部長のところ、債権回収対策室が確固たるものを持っていなかったら、債権回収対策本部会議に訴えても何か中途半端の状態になると思うんですよ。

これは遅延損害金をきっちり取っていかんと、やはりさっきから言うとおおり、ちゃんと払っている人と悪徳で払えるのに払わない人、ここはきっちりと区別すべき問題。過去もそこはわかっているよともう言ってくれてますけれども、そこをもっときっちり詰めて、もう期限がとにかく、債権回収対策室の期限がとりあえずめんどとして3年ということを知っていますので、その期限が迫っている中で、今、準備しておかんと、次の1歩目って出ないかと思っています。そのあたり、いかがですか。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）遅延損害金の徴収

につきましては、議員ご指摘のとおり、きちんと納付する人としていない人の公平性を確保するために徴収はしていく必要があると思います。債権回収対策室の解散までに遅延損害金の徴収をどのように進めるかということで、全ての私債権を対象にするのか、それとも一部の私債権について徴収をしていくのか、これにつきましては担当課それぞれの意向もあると思いますので、一度各課の遅延損害金の徴収についての課題とかそういうふうなものを把握するために、債権回収対策本部会議の下の幹事会というのがございますけども、そちらのほうで一度調整をして、これは徴収する、これは徴収しないとか、そういうふうな区分をしながら整理をしていきたいというふうに思います。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）この質問、去年の12月にやって、もうその辺まで行ってるんかなと思っていました。これからなんですね。そこよということなんです。これ以上言うてももう、やってないことはしゃあないし、今からやっていってくれるというので、もうやってくださいとしか言えないんですけども、やはり市がきっちりとした方向を出したら、必ず現年度の徴収というのは今よりも少しずつ上がってくるかと思います。悪徳滞納者が減っていくことで、通常業務に移れる市の職員の通常業務が思うようにできるというふうになっていきますので、市として方向性をきっちり出してください、早急に。それを要望して、終わります。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君の一般質問は終わりました。